

令和4年第2回土別市議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月14日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時12分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（15名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	14番	山居 忠彰 君
議長	15番	井上 久嗣 君		

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
市民自治部長	藪中 晃宏 君	健康福祉部長	東川 晃宏 君
経済部長	鴻野 弘志 君	建設水道部長	千葉 靖紀 君
企画課長	増田 晶彦 君		

教育委員会 教育委員長	中峰 寿彰 君	教育委員会 生涯学習部長	三上 正洋 君
----------------	---------	-----------------	---------

病院 副院長 事業 業者	三好 信之 君	経営管理部長	中舘 佳嗣 君
-----------------------	---------	--------	---------

農業委員会
会長職務代理者

上野浩二君

農業委員会
事務局 会長

林秀忠君

監査委員

浅利知充君

監査委員
事務局 会長

四ツ辻秀和君

事務局出席者

議会事務局長

穴田義文君

議会事務局
議総務課 局長

岡崎忠幸君

議会事務局
議総務課 主任

中井聖子君

議会事務局
議総務課 主任

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（井上久嗣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名でありましたが、奥山かおり議員から一般質問通告の取下げ申出がありました。これにより、質問者は11名となります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

14番 山居忠彰議員。

○14番（山居忠彰君）（登壇） 令和4年士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行いたいと存じます。

長引くコロナ禍と、20年ぶりの円安や、急激な物価高に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する、世界的な食料不安を背景に、経済や防衛・外交の両安全保障と並んで、食料安全保障への国民の関心が急速に高まっています。そんな中で今、最も注目を集めている2つの大きな課題について、質問をいたします。

1つ目は、てん菜生産量枠の2割程度の引下げ方針についてであります。

まず最初に、砂糖の消費が減少する中で、糖価調整制度の維持はどうなるのかという点であります。

渡辺市長は、製糖工場が立地する都市の市長であると同時に、北海道てん菜振興自治体連絡協議会の会長であることから、お尋ねいたします。

最近、国などが、てん菜生産量の2割程度の引下げ議論を本格化させています。現在の糖価調整制度の下では、交付金対象の原料生産上限枠が、砂糖換算で64万トンと設定され、事実上の生産指標となっています。仮に引下げとなると、業界や産地生産農家にとって、壊滅的な打撃となることから、影響は計り知れません。

まず、この動きを率直にどう捉え、受け止めておられますか。御見解をお伺いいたします。

また、一筋縄ではいかないのが最大の課題である、砂糖の消費減少です。とはいえ、甘味全体の消費は微減であることから、砂糖の需要が、異性化糖や加糖調製品など、他の甘味に奪われていることが問題です。このままでは、てん菜原料糖が全量流通しない状況や、砂糖業界全体の縮小化が懸念されます。

解決のためには、生産者の意欲をそぐ、交付対象数量64万トンの撤廃と、生産された原料糖が円滑に流通できる仕組みの創設が必要です。渡辺市長のお考えをお聞かせください。

さらに、砂糖消費量減少のもう一つの問題点として、粗糖輸入量減少による、調整金収支の悪化です。糖価調整制度そのものが揺らぎます。

したがって、砂糖の消費が減少する中でも、生産者が安心して生産に取り組める環境にするためには、現行ルールの在り方についての検討とともに、糖価調整制度の安定運営のための国費負担割合の増加が不可欠だと思いますが、渡辺会長の御見識をお示しください。

次に、畑作農家の輪作体系や、地域経済への影響はどうかという点であります。

本市では、畑作農家はもとより水田農家でも、転作にてん菜を組み込んでいる生産者が多く、影響を不安視し、成り行きに戦々恐々、かつ疑心暗鬼となっています。仮に2割程度の生産削減となれば、輪作体系にどんな影響が出るのでしょうか。猶予期間や、転作助成も必要になりますが、何より輪作組合せのバランスが崩れ、農家経営が成り立たなくなるのではないのでしょうか。

また、地域経済への影響はどうでしょう。種子、肥料、農薬、農機具、担い手を含めた労働力や輸送など、地域経済力の低下をどの程度と試算いたしますか。

さらに、本市にとっててん菜は、寒冷地作物として、基幹となる作物であるばかりか、シンボリックな作物でもあります。将来にわたって、持続可能な畑作産品でなければなりません。

本市農業の振興を図る上でどのように位置づけすべきだと思いますか。御答弁願います。

次に、てん菜振興のリーダーシップと需要の喚起、消費拡大策、及び日本甜菜製糖士別工場の存続はどうかという点であります。

今後のてん菜の進行について、渡辺市長は、全道86自治体が加入する、北海道てん菜振興自治体連絡協議会の会長として、さらなる組織拡大や面積の確保・拡大に向けて、加入自治体と連携を図りながら、国・道への提案活動を今まで以上に積極的に行うものと御期待申し上げますが、この難局を乗り越えるためには、どういう活動が必須だとお考えになられますか。

また、てん菜の製糖工場における雇用の場の確保をはじめ、運送業者や機械設備の保守管理業者など、関連産業への需要を含め、本市経済の発展を図るために、地元企業と連携した取組をどのように進められますか。展望をお示しください。

加えて、近年のトレンドとして、消費者の低甘味嗜好などが背景となり、砂糖の消費量についても減少傾向で推移しています。このため、砂糖の需要拡大運動がますます重要になってまいります。

現在も、農林水産省内に総合的な情報発信サイトや、アンバサダーの任命を通じて、砂糖の知識普及や、インバウンド需要への対応など、需要拡大を応援する、ありが糖運動や、今年3月で終了した生産者拠出による消費拡大対策、天下糖一プロジェクトで一定の効果を上げたものの、まだまだ不十分であります。

今後、本市を含めて全道的な、あるいは全国展開のムーブメントの計画はあるのでしょうか、

お教えてください。

最後に、どうしても気になるのが昭和11年から、我がまちで操業を続ける、歴史と由緒ある日本甜菜製糖士別工場の存続であります。

砂糖の消費減少を受け、製糖最大手のDM三井製糖ホールディングスが昨年、北海道糖業本別製糖所での生産を23年3月で終了する方針を示すなど、製糖業界は再編や効率化を急ピッチで進めています。本別町では、北糖の製糖所だけで、まちの工業製造品出荷額の約8割を占め、工場は畑作農家の冬期の雇用の場にもなっております。高橋正夫町長は、周辺産業の裾野が広く、生産終了は税収をはじめ、町産業への影響は計り知れないと肩を落としています。

また、お隣の名寄市での国内製紙大手の王子ホールディングスが、王子マテリア名寄工場を閉鎖したのも、まだ記憶に新しいところでもあります。渡辺市長の責務は重大であります。どんなことがあっても、士別工場を守り切るとの決意をお聞かせください。

以上、お尋ねをいたしまして、1つ目の大きな質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えいたします。

初めに、砂糖の消費が減少する中で、糖価調整制度の維持についてです。

糖価調整制度は、海外から安価な原料糖を輸入する、精製糖会社から調整金を徴収し、これを主な財源とする交付金を国内産糖の生産者や製糖工場等に交付し、砂糖の安定供給を確保する仕組みです。

また64万トンとされている産糖量については、同制度の下、生産者に支払われる経営所得安定対策等の畑作物の直接支払交付金の上限として設定されています。本年5月に、砂糖の消費量減に伴う、砂糖の在庫過剰や、輸入糖減少による砂糖調整金収支の赤字拡大等を受け、農林水産省、JAグループ北海道、日本ビート糖業協会の三者による、てん菜生産枠の2割程度の引下げ議論の報道があり、仮に実施されるとすると、本市の農業や地域経済への影響は、非常に大きなものと危惧をしているところです。

北海道におけるてん菜は、寒冷地域での輪作体系上欠くことができない基幹的な作物であり、畑作経営の安定化と地域経済の発展において極めて重要な作物です。我が国の食料基地である北海道農業がこれからも持続的に発展をしていくためには、てん菜の安定生産は必要であり、経営所得安定対策等における、畑作物の直接支払交付金の現行水準の維持をはじめ、食品製造メーカー等に対する輸入糖から国内産糖への切替え支援など、国内産糖の消費拡大に向けた、より発展的な仕組みの創造が必要と考えています。

今後、北海道てん菜振興自治体連絡協議会の加入自治体と連携を図りながら、国及び北海道等に対し提案活動を行います。

次に、畑作農家の輪作体系や地域経済への影響についてです。

さきの産糖量の引下げ報道は、生産者の今後の輪作体系も含めた農業経営の判断にも影響があるものと考えていますが、生産資材や労働力、輸送など、地域経済に与える影響の額を試算

することは難しいところですが、大変大きなものと考えております。

本市におけるてん菜は、輪作体系上欠くことができない作物であり、畑作経営の安定化、さらには、製糖工場の立地により、製糖期間における雇用の場の確保、運送業者や機械設備の保守管理業者など、関連産業への需要を含め、農業のみならず、地域経済の発展において、極めて重要な産業構造の核をなすものと位置づけております。

次に、てん菜振興のリーダーシップと需要の喚起、消費拡大、及び日本甜菜製糖士別工場の存続についてです。

北海道てん菜振興自治体連絡協議会では、活動充実の一環として、組織拡大を図っており、今般、その成果として、滝川市及び当別町が入会し、88自治体で活動することとなったところ です。

また本市においては、これまで国内最北の製糖所を有する砂糖のまち士別のPR、産業への理解や地域活性化を図ることを目的に、士別ビートまつりを開催してきており、今後においても、日甜士別製糖所の御協力をいただきながら、砂糖の消費拡大や地域振興を図ってまいります。

さらに全国へ目を向けますと、農林水産省では、砂糖スイーツ等に由来する食文化や、需要拡大を応援するため、砂糖に関係する団体等と一体となって、総合的な情報発信サイト「ありが糖運動」～大切な人への「ありがとう」をスイーツで開設し、砂糖等に関する正しい理解の促進や、需要拡大に資する取組の紹介等を行っているところです。本年4月には、北海道てん菜振興自治体連絡協議会における、砂糖の消費拡大の取組として、ありが糖運動へ参画しており、5月から製糖所を有する8自治体における、SNSを活用したてん菜の生育状況の産地リレーを開始しており、今後砂糖に関する地域イベント等の情報発信を予定しているところです。

最後に決意でございますが、民間企業に対しての意見は差し控えるべきことと思っておりますが、本市製糖工場においては、これまでの歴史や背景を考慮すると、地域の経済発展に大きく寄与してきたものであり、さらには、このたびの山居議員からの御質問にありましたとおり、てん菜の生産農家はもとより、関係する業界にも大きな影響を来すと考えているところで、これまで以上に綿密な連携を図ってまいります。

あわせて、市民、国民が安心して暮らしていくためには、食料自給率向上に向けた地域の取組は、さらに重要なものと考えており、食料安全保障の観点からも、国の制度につきましては、しっかりと地域の声を反映していただくよう取り組んでまいります。

以上、申し上げます。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 山居議員。

○14番（山居忠彰君） 再質問をいたします。

市長は、てん菜振興自治体連絡協議会の会長ということで、昨年の市長当選以来、リモートではなくて対面で会合が行われたりしているものかどうかということと、どういう内容の話が

もしあるとしたら、されているのかという点、どういうふうに議論されているかという点と、それともう一つは、実は昨年、第6回目の砂糖祭りといえますかね、やる予定でしたけれどもコロナで中止ということになりました。来年ということになるかもしれませんが、さらに今度実施をする計画でいるのかどうかと、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 2点の再質問をいただきました。

まず協議会に関してなのですが、私が就任して8か月たちましたが、やはりコロナ禍の関係で、対面というのは今までございません。これまでの会議は、書面及びインターネットを通じたものとなっておりますが、現段階では感染がこのままの状況で落ち着いていれば、7月13日に、今年初めての対面での会議を考えておまして、その際に、山居議員から今御提言のありましたん菜振興についてを協議することとなっております。

それからビートまつりについてですが、現段階では、日甜のほうとまだ調整はしておりませんが、今年度はもちろんできないのですけれども、来年度に向けて、市のほうと協議を進めていきたいと考えております。

また形についても、これまでの反省点も含めて、これまでの形がいいのか、あるいはもうちょっと特化したものにして、規模を縮小するとか、そういった課題も出ていたようですので、その辺も含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 山居議員。

○14番（山居忠彰君）（登壇） 次に、2つ目の大きな質問として、水田活用の直接支払交付金の見直しによる本市への影響と対応についてお尋ねいたします。

まず最初に、厳格化により対象外となる転作田など、現状把握はきっちりとできたのかという点であります。

主食用米からの転作を促す水田活用の直接支払交付金の支払条件を厳格化する国の見直しが、本年度から始まりました。本市でも3月末から4月上旬にかけて、農家からの直接聞き取り調査などを通して、実態把握に努められたことと存じます。農家は事態の急転で、営農計画の練り直しを迫られましたが、現場の実情を無視した無理難題の課題ばかりで、諦めにも似た不満のため息が渦巻きました。言わずもがな、厳格化の影響は大きく、いずれ、中小の農家は経営が成り立たなくなり、真面目に転作に取り組んできた農家ほど、離農が急速に進むことは目に見えています。とはいうものの、政府に撤回の考えはないと言います。

そこで、実際に市が把握した現状は、一体全体どうなんでしょうか。作業を効率化するために、あぜを壊したり、水路が使えなくなったりしている水田は、もはや初年度から交付対象外となりますが、その割合はどの程度あるのでしょうか。

しかしながら、たとえ麦、大豆が作付できても、水稲作付が義務づけられており、4年の執行猶予がついただけです。現実にブロックローテーション、田畑輪換が可能な地域や面積はど

のぐらいあるのでしょうか、お示してください。

実に転作が定着している地域で、どれだけ本格的に畑地化が進むと見積もられましたか。平地はともかく、傾斜が多く、水利権もない中山間地では、赤字農家が続出して、耕作放棄地が急増する可能性大であります。そんな農地が、今回の調査でどの程度ありましたか。ぜひともお教えてください。

次に、農作物の生産や所得、及び農業団体の運営や農地の流動化などへの影響はどうかという点であります。

頭ごなしの厳格化はどう見ても力による一方的な現状変更に映ります。国に忠実に協力していたのに、急にはしごを外され、唐突な切捨てとなり、農政不信は募るばかりであります。国は今回の見直しを現行ルールの再徹底というものの、明らかに方針転換であり、制度変更であります。敵基地先制攻撃能力を反撃能力と言い換えたのと変わりありません。短期間で、畑作と米作を繰り返せば、食味低下を招き、ブランド化に水を差します。

また、必要以上に肥料や農薬、そして多種類の農機具を使い、生産性は上がらないまま、採算割れとなることが容易に推測できます。土壌条件にもよりますが、水稻をはじめ、畑の農作物の生産性や、農家所得は大きく改善できると本当に思われますか。

加えて、厳格化で農業協同組合や土地改良区、農業共済組合など、農業団体への影響はないのですか。将来的にはどんなことが考えられますか。

さらに、農地の流動化など、農業委員会の業務などにもどんな影響があると思われますか。想定できるものを可能な限り、数多く分かりやすくお示してください。

次に、コロナ禍、資材高騰、世界的食糧危機の中、今後の産地形成に向けた方策は、どのように組み立てるのかという点であります。

長引くコロナ禍での物流停滞、原油や飼料、肥料価格の高騰。ウクライナ情勢による食料不安は日に日に増すばかりであります。特に、今月から肥料の値上げが過去最大となり、農家経営にとっては致命的な打撃となっております。政府も支援策の検討に入っておりますが、今こそコロナの予備費で、本市独自の支援策も検討すべきときではないでしょうか。農村地区では、田植や畑の播種作業が済んで、農作物はいつもの年のようにすくすくと成長していますが、農業者の心は一向に晴れません。ついこの間まで、強い農業、攻めの農業を目指せとさんざん騒ぎ立てたと思ったら、今度はすぱっと切り離して、自助努力でと言っているに等しい状況であります。まさに、農業・農村の現場から農政への信頼は著しく損なわれたと言わざるを得ません。厳格化で農村が疲弊すれば、元も子もないことに早く気づくべきです。今後5年間は、水路の維持や作付品目が大きな課題になりますが、最大の焦点はその後、つまり6年目以降に何が作れるかでありましょう。

質問の最後になりますが、農業が基幹産業の士別市として、農業・農村活性化条例に基づく第4次農業・農村活性化計画や、第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の農業未来都市創造をベースに、いかにして、農家戸数の減少や遊休農地の発生を抑え、いわゆるそのとき

に誇れる、持続可能な足腰の強い農業・農村におけるブランド化とも言える産地形成に向けた、最善策があれば、ぜひともお聞かせください。

以上、お尋ねをいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、水田活用の直接支払交付金制度の厳格化により、交付金の対象外となる転作田などの現状把握についてです。

今般の交付対象水田に関する現行ルールの再徹底に伴う要件の再確認については、3月から4月にかけて行った、令和4年度の営農計画の聞き取りに合わせ、各地区において実施しているところです。

また5月には、士別市農業再生協議会として、現地確認を実施してきたところ、若干ではありますが、圃場において、作業効率化のため畦畔が除去されていたり、取水施設に補修が必要な状況も見受けられました。これらの状況から、6月3日から各地区でさらに聞き取りを実施しており、結果によっては、再度の現地確認や関係機関等への照会が必要となりますが、現段階で交付対象外の水田と判断できるものはないと考えております。

次に、水田活用の直接支払交付金の申請において、制度の見直しにより交付金が7割減となる経年牧草の面積については、転作田全体の約15%になる見込みです。

また、ブロックローテーションが可能な地域や面積について、聞き取りの中では検討されている地域はない状況ですが、今後、機械設備や土地条件を踏まえて、農業者の判断により検討されていくものと考えております。

また、中山間地域における耕作放棄となる懸念が拭い切れない農地については、農業委員会や関係機関と連携し、対応を進めていくものと考えています。

次に、農作物の生産や、所得及び農業団体の運営や農地流動化などへの影響についてです。

短期間で畑作と米作を繰り返すブロックローテーションでは、畑作物の生産コストの増大や、品質の低下が懸念され、農業所得の改善には結びつかないものと考えられる状況です。

次に、制度厳格化によるJA北ひびきなど農業団体への影響です。

水田面積が減少した場合、土地改良区では、将来的な施設の維持管理への支援や、ほかの水田農家への負担増加、また不要となった施設が発生した場合、撤去費用が発生することが想定され、何より厳格化により農家への影響があれば、各農業団体への影響も少なからずあるものと考えています。また、農地の流動化など、農業委員会の業務への影響については、厳格化により農業経営が悪化し、離農が急速に進んだ場合、離農農地を認定農業者へあっせんするなどの権利移動を促進する業務の増加が考えられます。このほか、担い手への農地集積の促進や、耕作放棄地の発生防止などの業務に影響があるものと考えております。

次に、コロナ禍、資材高騰、世界的食糧危機の中、今後の産地形成に向けた方策についてです。

肥料価格については、購入取りまとめ団体によると、今月から大幅に値上がりし、農業経営には大きな影響が懸念されます。国においては、本年度、一般予備費で化学肥料原料調達支援緊急対策事業を実施し、必要な量の肥料を確保するため、代替国からの原料調達に要する経費の緊急的な支援を通じて、肥料の安定供給を図ることとされており、国の補正予算において、追加支援が検討されているとの報道もありますが、資材などの高騰については、国際情勢等による要因が大きいことから、国の主導において対応されるべきものと考えており、今後、国・道に対して強く要請をしております。

また、本市における産地形成に向けた最善策としては、農業・農村活性化計画、農業未来都市創造で土づくり、収量アップ、人づくり、農村づくりを4つの柱に据えて、担い手や新規参入者の確保・育成をはじめ、生産基盤の整備等を総合的に進め、本市農業のさらなる発展につながる産地形成を図っていく考えです。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 山居議員。

○14番（山居忠彰君） 再質問をいたします。

一番最後のところなんですけれども、4つの柱、これは当然なんですけれども、目標ということは、これはいろいろな状況の変化の中で、第4次農業・農村活性化計画、あるいは農業未来都市創造にどんな影響を与えたり、あるいは修正とかそういう変更とか、全く影響がないのかどうか、そういうことを検討しなければならないのかどうか、その点だけお答えください。

○議長（井上久嗣君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、農業を取り巻く情勢が大きく変化をするということになれば、これはやはり私ども、計画を策定した状況と違うということになりますから、計画の見直し、あるいは、場合によっては軌道の修正ということも想定をされますが、今、現段階でまだいわゆる水活の制度を取り巻く状況が見通せない中では、計画は、現行どおりの計画を進めていくと。ただもちろん、状況によっては見直しをということは想定していると。そんな状況でございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 11番 谷 守議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 令和4年第2回定例会に当たり、通告に従いまして、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

1点目は、学生支援制度の新たな展開へというテーマの下、本市の奨学金制度に関することと、奨学金返還支援制度についてお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、経済的な理由で学ぶ機会を失うようなことがあってはならないとの観点から、奨学金制度、また、給付型奨学金の創設については、極めて重要な役割を担っていることと

おります。昨今のコロナ禍では、日本社会の様々な問題を浮き彫りにし、学生生活もその一つで、多くの学生がアルバイトを辞めざるを得なくなったり、収入が大きく減少したりしました。ただ、2020年の同じ時期に創設された就学支援新制度、高等教育の無償化による学生への経済的支援によって、少なからぬ学生がサポートを受け、中退しなくても済んだことは、文部科学省の調査でも明らかにされているところです。この制度は、住民税非課税世帯と、それに準ずる年収380万円以下の世帯の学生を対象に、給付型奨学金の支給と、授業料の減免で対応しております。それより先、2017年度に、日本学生支援機構が初めて給付奨学金制度を創設し、開始されましたが、この新制度は、予算的にもそれまでの約220億円から約4,800億円と画期的な規模で進められており、また、これまで対象でなかった専門学校生や家計急変者への支援なども加わり、多くの点で評価できるものとなってきております。これに加え、さらに政府は4月に、大学など高等教育の在り方を検討する教育未来創造会議で、返済不要の給付型奨学金を中間所得層の多子世帯や理工・農学系学生に拡充することなどを柱とする提言を取りまとめております。年収基準を超える、中間所得層のうち、子が3人以上の多子世帯と、実験や実習などが多くなるため、授業料が高くなる理工・農学系の学生にも対象を広げるとしたものであります。

このほか、貸与型奨学金については、無利子、有利子にかかわらず、既卒者も含め、卒業後の所得や将来の結婚、出産などライフイベントなどを踏まえ、借りた人の判断で柔軟に返還できる仕組みが創設され、返済に関する将来不安が少なくなり、提言内容は前進しております。

ところで、奨学金の拡充の歩みを、さらに列挙すれば、まず1998年以前は、奨学金制度を利用できるのは限られた学生のみでしたが、1999年度からはそれが緩和され、希望者のほぼ全員が借りられるようになりました。その後も入学金用の奨学金や留学生向けの奨学金が創設され、2017年度の給付型奨学金へとつながってきております。これまで述べてきたように、2016年度まで国の奨学金は、日本学生支援機構の貸与奨学金と日本政策金融公庫の国の教育ローンしかありませんでしたが、それ以降、給付型奨学金などの高等教育の無償化支援策もあり、繰り返しのようになりますが、奨学金制度は格段に充実されてきております。

このような背景の中、本市の奨学金制度についてお聞きしたいと思います。

まず、直近の貸与状況と返還状況を確認したいと思います。

次に、奨学金の返済は、次の奨学生の奨学金の原資になるため、返済ではなく、返還と呼ぶようではありますが、その原資である本市基金の積立金の総額は、現在幾らなのかお知らせいただきたいと思います。

加えて、基金の積立金も、もともとの原資は、一般財源かと思えますが、その積立金の推移につきましても、分かる範囲でお示しいただければと思います。

本市、歳入歳出決算書を見ますと、末尾の債権欄に、この奨学資金の貸付金額が載っております。期末残高に通帳残高を加えると、積立金の総額かと想像しますが、このところ毎期、債権額の期末残高が対前年より減少しております。ということは、貸与実績が年々減少し、通

帳残高が増加していることが予想されますが、現状を確認するため、お聞きするところです。

今まで述べてきたように、国の制度が充実してきており、人口減少と少子化も相まって、引き合いも弱くなってきているものと想像しますが、今後も、この状況が続くことが予想されます。したがって、本市の奨学金制度も一定の役割を果たしてきたとして、規模を縮小しての取組や、予算の執行率低下により生じてくる、基金の残余分の有効活用など、新たな展望も、今後模索していくべきときと私は考えますが、現時点での本市のお考えを確認したいと思います。

次に、奨学金返還支援についてです。

前述いたしました、教育未来創造会議では、奨学金の返還負担の軽減策として、地方公共団体や企業による返還支援の取組を推進することも盛り込まれております。昨年の4月から企業による社員が学生時代に借りた奨学金を肩代わりする支援制度が導入されております。これは、優秀な人材の確保や、福利厚生を目的として、企業がそれぞれ社内規定を設け、奨学金を借りた社員に代わって、企業が直接日本学生支援機構に返済をするもので、メリットとしては、企業側は支払分の金額を損金算入でき、社員側は、返済分の所得税や住民税がかからないようになっているものです。

一方、自治体による返還支援は、2015年度から実施されており、一定期間、定住し、就職するなどの条件を満たせば、当該自治体が支援するものであります。地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消する狙いもあるところです。

私は、平成26年第3回定例会で、同様の趣旨で、市立病院の看護師確保のための返済不要の奨学金のような支援策を提案した経過がありますが、最近では、この奨学金返還支援の取組を行っている自治体が増えてきております。この制度は、当初自治体と地元企業などが、基金をつくるのが条件となっていました。一昨年6月に基金設置が不要となり、緩和されております。支援をする自治体には、特別交付税措置もあるとお聞きしておりますが、ぜひ行政が主体となって、奨学金返還支援を助成する制度、今後、本市も取り入れていくべき施策と私は考えますが、どうでしょうか。

一人でも未来ある若者が士別を離れず、地元で定住することにより、そこに家族ができ、そのことだけでも目に見える結果のある施策と考えます。

以上まで述べてきた点について、本市の御所見を求め、最初の質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えします。

最初に、私から奨学金返還支援の助成制度創設について答弁申し上げ、本市の奨学資金制度については、教育委員会から答弁申し上げます。

国は令和2年6月に、地方に定着する若者の奨学金返還をより一層強化することを目的に、これまでの大学生等の地方定着促進要綱を廃止し、新たに若者全般を対象とした支援制度を策定しました。新たな制度では、議員のお話にもあったとおり、必須とされていた基金の設置が

不要となったほか、対象者については、大学生等から高校生や、専修学校の生徒、特別支援学校高等部の生徒などにも拡大がされ、また対象となる奨学金についても、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金についても、本制度の対象とするなどの拡充がされています。さらに特別交付税の対象となる経費については、それまでの助成額の2分の1から全額に拡大され、制度の周知や広報に係る費用についても参入できるようになりました。

そこで本市の考え方ですが、奨学金返還支援については、若者の経済的負担の軽減及び生活の安定はもとより、地元への定着やU I J ターンの促進など、移住定住政策の面でも効果が望めると考えています。また、職員不足が恒常化している保育や介護といった職種の人材不足解消という視点からも効果が期待されています。

一方で、特別交付税の措置率が2分の1であり、事業費の半分については、市が負担しなければならないことから、今後、制度の創設を視野に入れつつ、対象者の条件や助成の具体的な内容について、地元経済界からの意見も伺いながら他市町村の実施状況などを踏まえ、検討を進めてまいります。

以上、申し上げ答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 私から士別市奨学資金制度についてお答えいたします。

まず、本市奨学金の直近の貸与状況についてです。

令和3年度においては、高校生5人、大学生、専門学生22人の募集枠に対して、高校生1人、大学、専門学生11人、計12人の応募があり、審査の結果、世帯収入が基準を超えた大学生1人を除く11人に対して貸与決定をし、その総額は312万円となりました。

一方、当該年度における返還額は約916万円となったところです。

次に、積立金に関してです。

3年度末の基金残高は約3,036万円であり、平成28年度末では約602万円でしたので、5年間で約2,434万円増加していることとなります。近年、貸付額が減少した一方で、おおむね滞りなく返還されていることが、その主な要因であり、29年度以降は、貸付金額よりも返還額が上回っています。こうした状況に加えて、札幌市士別ふるさと会や、個人から寄せられた多額の寄付金についても、基金として積み立てており、直近5年間で約349万円、平成17年の合併以降の累計としましては、約944万円に上っているところです。また、18年には、廃止となった旧朝日町の高校通学貸付基金のうち1,000万円を奨学資金の原資として積み立てたほか、26年度には一般財源から280万円を積み立てました。決算書に記載のとおり、債権としての貸付金が減少し、基金残高が増加していることについては谷議員からお話があったとおりであり、令和3年度末の貸付金と奨学基金の総額、約6,793万円の規模で奨学金事業を実施しています。

本市の奨学金制度については、この間、その時々状況を加味した改定を実施し、新市となってからは平成21年度に見直したところです。この際の改定は、大学生及び専門課程の専修学

生の奨学金を増額するとともに、その返還期間を10年以内としたところであり、27年度以降は、日本学生支援機構の制度を参考とした収入基準の適用に変更しています。

今後、新たな展望も模索すべきとの御提言につきましては、給付型奨学金を導入した場合、原資の確保という課題があり、平成27年第2回定例会で議員にお答えしたとおり、現在保有している基金の範囲内において、経済的理由で就学を断念することなく、継続して学べることを優先する中で、最大限の貸付を行えるよう、当面は現行制度を継続していく考えです。今後においても、国の奨学金制度のほか、他市町村の奨学金制度の状況も注視しながら、時勢に合わせた奨学金制度となるよう、調査分析を継続していきます。

以上、申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君） お答えいただきました。自分の熱量と、そちらの熱量がちょっと大分違うなということで、今感じたんですが、本市の奨学金制度であります。先ほど答弁の中で、基金の総額6,793万円ということで答弁がありました。この金額の中で、この基金、運用しているんだなということです。

そこで、大学生については現状2万5,000円、年間30万円、高校生については月額1万円で年間12万円ということですね。返済を10年に延ばしたということで、大学生については、卒業後の1年後から返還が始まりますから、最長15年のスパンになるかと思えます。高校生はもっと早く、3年卒業後の5年以内という縛りがありますから、総じて長くても9年という形になると思うんです。そこでざっと計算したところ、基金の総額6,790万円、これを大学生の最長15年で貸した場合に、15年サイクルで戻ってきますよと。基金の一般財源から出さないで、安定的な運営をするために平均で割ると、年間で大体450万円程度の試算になるかと思うんですけれども、毎年度450万円程度になる、ならないは別としても、大体その金額を維持していけば、現状の中ではうまく運用していけるんじゃないかと思えます。過去の貸出し状況なんかお聞きしましたところ、今から約10年程度前は、やはり学生も多い、そして利用者も多いということで、現在は300万円台にとどまっていますけれども、1,000万円近くのと貸与額になっていると思えます。1,000万円も当然出せば10年続けば絶対、基金は一般財源から入れなきゃならないということになりますから、それと相まって、うまく減ってきている。現状ではお聞きしたところ、ここ3年程度は300万円程度、300万円台の貸与額になっている。逆に、過去に10年、15年後に返還してきている人がその額を上回っていますから、当然、答弁のあったように、基金の通帳残高というのも、今現在3,000万円程度あるという形になるかと思えます。

それで、質問の中でも、現状、国の支援制度が充実されてきて、今後も恐らくその制度が充実されてくるであろうと。そして、しかも、少子化の中で借りる学生の絶対数が少なくなっていく中では、当然増えるということは想像できないということで、6,800万円ある基金で、運用についても、間違いなく潤沢な運用は可能ですけれども、将来にわたっては、現状ここ直近3年間を見ていると、どんどんどんどん基金残高が余ってきているという状況だと思います。

今後、より充実してくるであろう、そういう制度の中で、そこで今現状では、本市の奨学金制度を粛々とやっていくということでもありますけれども、いざとなって5年10年後、本当に貸し出す人間がいなくならないような形で今から準備して、いろいろ考えたらいいのではないかなというのが自分の形の中のお話です。450万円、現状のまま推移しますと、やはり1,000万円、2,000万円単位で、基金はだぶついてくると思いますので、その点について、今から何かしらアクションを起こしていったらいいのではないかなというのは想像でありますけども。これを言うと、あくまでも、奨学金制度は教育委員会、返還支援の制度は企画課ということで話が分かりますので、本市としても、先ほど、2分の1の一般財源が必要だということでもありますけれども、本市の奨学金制度を変えてというか、その辺ちょっと操作は分かりませんが、うまく貴重な財源を将来のために、本市のために使っていくためにはやはり1,000万円、2,000万円の塩漬けをしたんじゃないと思いますので、その辺はうまく対応してもらいたいというのが私の話だったんですけれども。これは奨学金制度の基金の制度を変えて、一般財源に振替するというのは、制度上、不可能ではないかと思うのですが、それが可能にできないのかという想像も込めながらお話ししたんですけれども、その点はできるのかできないのか、またかなり大きなネックがあるのかということも踏まえながら、ちょっと御答弁いただきたいと思ます。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えいたします。

今の議員の御質問の中でいけば、奨学基金、いわゆる今原資という部分がありまして、その原資の部分を一般財源として、他の事業に活用できないのかという御質問と承っております。

今回の奨学資金につきましては、資金積立基金ということであることから、今現時点では、基金の設置目的以外の活用ができないということになっております。

残高があるからといって、一部その部分、またその一部の部分を今のところについては一般財源に充当処分することができないという部分で、士別市基金条例の中でうたっているところ です。

先ほども私のほうで答弁させていただきましたが、それが今後できるのかできないのかというところの部分もあろうかと思ます。この部分についても、時世に合わせた奨学金制度、また先ほどこの部分で、総額の部分についても、今後の少子化、いろんな情勢も含めた中で、調査分析を継続してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君） これは、ほかの自治体で、活用している自治体のホームページや何かでちょっと見てみたところ、大体5年間移住、5年間地元就職すれば60万円ですとか、移住学生、多くて100万円程度ぐらいの数字が出てくると思うのですけれども、60万円程度であれば、例えば10人確保して600万円ということですか。そうすると、先ほど2分の1の自己資金とい

うこともありますけれども、このだぶついた本市の奨学金、だぶついたといたら、おかしいですけれども、将来的に自分は塩漬けされる1,000万円、2,000万円だと思っていますから、その点もうまく活用しながら1人でも多くそういった支援ができるような形に取り組んでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 2点目は、成年後見制度に関することについてお聞きいたします。

成年後見制度は周知のとおり、認知症や、知的、精神障害などで判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、家庭裁判所が選任した法定後見人が本人に代わり、財産管理や福祉サービスの手続などを行うものです。

ただ、国内には認知症の人だけでも、約600万人いると見られておりますが、制度の利用者は約24万人にとどまっているところです。今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、成年後見制度の対象となる人の増加が見込まれることから、政府はこのほど、今年度から5年間の取組を盛り込んだ基本計画を閣議決定しました。より使いやすい制度に見直すことが柱になっているようです。

そこで、制度見直しの内容については、利用者の状況やニーズに応じて、後見人の交代を柔軟に認めるとともに、必要とする期間だけ利用できるようにする方針が明記されております。これまでの現行制度でも後見人の交代は可能でありましたが、後見人本人が家庭裁判所に辞任を申し出て、家族が認めることが条件となっており、このため、後見人に不満があっても、交代は難しい状況でした。

また、制度の利用を途中でやめることは原則認められず、例えば財産管理の問題が解決し、制度を利用する必要がなくなっても被後見人の判断能力が回復しない限り、利用は継続されてしまう状況でした。こうした点が制度の利用をためらわせる要因であるとして、今回の基本計画では、より使いやすい制度に見直されているようです。そういった背景の中、本市での権利擁護の推進状況を把握したいと思います。

第4期士別市地域福祉計画によると、成年後見制度の利用促進ということについては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、市町村の講ずる措置として、基本的な計画を定めるよう努めることとされていることから、本計画における士別地域成年後見センター事業への支援を、士別市成年後見制度利用促進基本計画に位置づけることとなっております。

そこで、本市での取組について確認したいと思います。上述したように、制度の利用促進に向けては、士別市成年後見制度利用促進基本計画が定められており、この基本計画では、1、地域連携ネットワークの構築、2、市民後見人の育成活動の推進、3、士別地域成年後見センターの機能充実、4、成年後見制度の利用支援と、それぞれ計画が示されておりますが、これまでの取組経過や業務実績などについて、まず紹介いただきたいと思います。

また、前述しました国の基本計画の中で、もう一つ注目したいことは、後見人に対する報酬について、自治体の助成事業を国が支援するようになることでもあります。本市についても、成年後見制度の利用支援の中で費用助成は行っているところです。

実際の取扱件数や市民後見人の人数はあまり多くないと想像するところですが、国が支援することにより、現状で、本市への影響額は、結果としてどれくらいになるのか、参考までお知らせいただきたいと思います。

こういった財政的な点は、本市としても特に敏感に捉え、たとえ少額でも市民サービス向上のため、その取組をさらに推し進めるべきと思うことから、今回取り上げる次第です。今後、認知症高齢者や、単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、地域において、その人らしい暮らしを続けていけるように、ますます制度の利用促進を求め、これまでの点について、本市の御所見を伺い、2点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えします。

初めに、権利擁護推進の取組について、基本計画に定める4項目の実績をお答えします。

1点目の地域連携ネットワークの構築についてです。

地域連携ネットワークとは、成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を早期に発見し、適切に支援へとつなげる地域連携の仕組みです。地域連携ネットワークの中核機関の役割は、士別地域成年後見センターに担っていただき、各関係団体等とのコーディネートに加え、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町及び士別市社会福祉協議会を含めて支援を進めています。あわせて、成年後見制度の利用に関する相談や、制度の普及啓発、親族や市町村長申立て手続に関する支援、市民後見人の養成支援、成年後見制度に関わる関係機関等との連携も行っています。

2点目の市民後見人の育成・活動の支援については、令和2年度に市民後見人養成講座を開催し、現在14人の方が市民後見人バンクに登録されています。

また、市民後見人の支援として、フォローアップ研修も行っており、これまで4回開催し、延べ48人が参加しています。

3点目の士別地域成年後見センターの機能充実については、制度の周知啓発や権利擁護に関する相談と対応、申立てに関する支援等の活動となりますが、令和元年度に1市3町において、自治会や老人クラブへの出前講座、介護事業所や金融機関等への制度説明会を延べ87回実施しています。なお、実際の申立て手続に関する支援は68件となっています。

4点目の成年後見制度の利用支援については、士別市成年後見制度利用支援事業実施要綱において、親族等が申立てをすることが困難な場合に、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任を申立てをする、市長申立てと、申立てに要する費用を負担することが困難な方への費用や、後見人等への報酬に相当する額の助成について定めています。

市長申立ての実績については、元年度3件、約7万円、2年度1件、約7,000円、3年度1

件、約6万円となっています。なお、申立てに要する費用負担が困難な方への実績はありませんでした。また、後見人等に対する報酬費用の助成については、障害者と認知症等高齢者を合わせた実績となりますが、元年度3人、48万円、2年度8人、119万5,000円、3年度7人、109万円となっています。

次に、国からの支援による市が行う成年後見制度利用支援事業への影響についてです。

今回の国の基本計画では、市町村には必要な人が成年後見制度を利用できるよう利用支援事業の早期内容検討が期待されている一方で、国は同事業への助成について、見直しを含めた対応を早期に検討することが位置づけられています。

現状では、具体的な助成内容が示されていないため、その影響額はお答えできませんが、事業の早期検討が求められていることから国の動向を注視しながら、助成内容の拡充に向けて検討を進めてまいります。

今後においても、尊厳ある本人らしい生活の継続に向けて、さらなる利用促進に努めるとともに、国の第2期基本計画に基づき、これまでの取組の検証と、課題の抽出を行い、第5期士別市地域福祉計画の策定に向けて、市基本計画の見直しについて検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答で一般質問を行います。

一般質問では、3つのテーマで質問をいたします。

1つ目は、新型コロナ対策の現状についてというテーマで質問いたします。

新型コロナに関する一般質問は、コロナが感染確認をされました2年前、令和2年第2回定例会から、私自身数えて、7回目の質問となります。よろしくお願いいたします。

既に、2年以上にもわたるコロナへの対策、対応、これまでの国内の感染確認者は、昨日6月13日現在、906万2,800人を超えるとともに、この感染により3万913の方がお亡くなりになっています。感染症により命を落とされた方に、御冥福をお祈りするとともに、またコロナに罹患された皆さん、さらには後遺症に苦しむ方々も多くいるとお聞きをしております。そういった皆様にお見舞いを申し上げます。加えまして、感染拡大への対策により、事業活動に大きな影響を受けつつも頑張っている事業者の皆様にも敬意を表したいと思います。

さて、北海道内においては、1月4日に変異株オミクロン株が初確認。1月中旬からの感染第6波は、2月上旬に新規感染者数が過去最多の1日4,000人を超え、3月下旬には、1,000人を下回りましたが、その後は再拡大をし、1日3,000人台前半の高止まりから、最近は減少傾向が見られているところです。この第6波により、本市でも1月中旬から感染者情報が多く発出されたところです。これまでにない地域における感染の拡大。市内における感染者数が多くなれば、その分地域として、これまでの備えがどうであったのか。課題があれば、望んではいませんが、次の感染拡大の備えとして、改善が必要だと思い、その視点から質問をいたします。

まずは、感染者数についてお伺いします。

士別市の発表は、市の公共施設に関わる方の感染者数のみ。また、北海道が発表する市内の感染者数は、1週間単位で発表されてきました。この第6波における本市の感染者数はいかほどだったのか、お伺いをいたします。

また、陽性が確認された場合、関係する接触可能性者への連絡については、保健所が対応する医療・介護等の現場、あるいは家庭内を除き、陽性者本人が連絡をすることになっています。この間の感染拡大においては、自らの発症日や無症状の場合は検査により陽性が確認された日、そして、この日の2日前といった接触可能性の確認基準も複雑でありまして、事前には知っていなければ、なかなか陽性者本人が対応できない内容ではないかと思うのですが、市民への情報伝達はどうだったでしょうか、お伺いをいたします。

オミクロン株の影響、あるいはワクチン接種の効果でありましょうか、現在の感染においては、重症者が少ないと言われております。結果、この間の感染拡大、陽性者については、基本自宅療養だとお伺いをしています。

そこで、自宅療養における課題として、自宅療養者への食料品も含めた療養グッズ。こちらについては、現在、本市の分は北海道が配送しておりますが、10日間と言われております自宅療養期間中、早くて療養期間の3日目の到着。道内の感染が多い時期には、7日目に届いたというお話も聞いているところです。また、支援品については、あくまでも陽性者のみの分しか配送されていないということでありまして、同居家族の健康観察期間として自宅待機をしても、同居家族の分は支援が届いていないということでもあります。近くに住む知人などの、あるいは親族などの助けがなければ、この期間中の買物によって家を出る必要も出てくるのではないかと。その分地域としては、感染の広がりには避けられないのではないかと思うのですが、この点、市が陽性者からの希望により接触可能性のある同居家族も含めた必要な人数分の支援品を速やかに届ける方法はないのでしょうか。例えば市立病院の検査によって陽性が確認されれば、その後自宅療養に必要な情報を得られる。あるいは支援品を希望確認をする。その上で必要な支援品を、市として準備し、速やかに届けるということも難しくないのではと思いますが、こういった対応はできないものでしょうか、お伺いをいたします。

加えて、こちらについても陽性となり、自宅待機となった場合の留意点。具体的には、同居家族がいれば、家庭内感染対策についても、前もって情報として知ることができれば、不安も少なくなると思うのですが、こういった情報を市民に事前周知することはできないのか、併せてお伺いをいたします。

この間、市内の小・中学校においても感染者数の拡大により、学級・学年閉鎖、学校休業などの対応がなされております。学校での感染を拡大させないための措置ではありますが、学校においては、この間の感染者増により、実際の陽性者確認前においても、学校の新しい生活様式の対応として、子供たちの毎日の健康観察シートの記入を行い、発熱がある場合や、発熱はなくても風邪症状がある場合、本人のみならず同居家族に風邪症状がある場合、これらの場合は自宅での休養となり、その症状があるうちは、医師の診断があってもなくても、自宅休養と

いう対応が求められてきております。その場合、学校としてはいずれも出席停止ということでございますが、兄弟どちらかが風邪症状を発した場合、両方が出席停止。

こちらについて私自身、昨年の予算委員会でも、学校での検査キット配付を求めてきましたが、改めて、配布はできないまでも、風邪の症状を有している児童に対しては、抗原検査キットなどの検査によって、登校を可能とする対応ができないか。その対応を求めたいと思います。見解をお願いいたします。

出席停止の扱いについては、当然、学校全体での感染拡大を防ぎ、それにより子供たちの学びを保障するのだという点には異論はありません。ただし、その一方で、長期にわたって学校に行けない事態。これについても配慮が必要だと思います。

まずは、学校の新しい生活様式によって、その間出席停止となった、また陽性、あるいは学校における調査で感染可能性ありとして、自宅待機となった児童・生徒の延べ人数。この間、何人だったのでしょうか、お伺いをいたします。

出席停止が長期になれば、子供が授業についていけるか心配。オンライン授業となり、自宅でのタブレットを長時間眺めての授業の様子を見ると、体への影響が心配。風邪等の症状があって、学校における接触可能性によって、帰宅をし、保護者が急遽仕事を休まなければならなくなったなど、様々な実態についても、私自身もお声を聞いているところでありますが、学校や教育委員会にそういった声は届いていないのでしょうか。お伺いをいたします。

さきの予算委員会で、家庭におけるインターネット環境など、新たな負担についての質問をしましたが、ただいま申し上げている状況、これに加えまして、自宅待機の場合、食事も当然用意しなければなりません。現在、学校給食については、風邪などでの休みの場合、給食を食べなくても給食費は支払う。負担の軽減、そういった制度はないと思いますが、この感染症対応に当たっては、とりわけ今申し上げたとおり、学校の新しい生活様式により、学校からの出席停止によって、食べていないというわけでありますから、出席停止期間中については給食費を軽減するという新たな対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。この点についての考えをお伺いし、質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えします。

最初に私から、市内における感染者の推移等について答弁申し上げ、学校におけるコロナ対応については、教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、第6波における本市の感染者数についてです。

令和4年1月4日に、道内で初めてオミクロン株の感染事例が発生し、その数日後には複数の感染が確認され、全道域で急速に感染が広がりました。本市においても1月以降、感染事例が増加し、北海道が公表する累計報告によると、1月9日から直近の6月11日までの間に合計387人が感染しています。この間、道では1月25日の通知において、保健所が行ってきた濃厚接触者の調査対象を、原則同居家族や医療機関、介護福祉施設等に限ることとし、その他の対

象者や職場においては、自主的な外出自粛や健康観察を行うよう取扱いが変更されました。市では、取扱いの変更を受け1月27日開催の第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、変更内容を庁内で共有するとともに、ホームページや新聞各社の協力を得て、市民周知を図ってきたところです。その後も濃厚接触者の待機期間が10日から7日に変更になったことや、オミクロン株について感染力が高い一方で、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになっています。これらを踏まえ、濃厚接触者の特定や行動制限などについての見直しが図られており、現在は3月25日に上川総合振興局から示された内容に準じて、ホームページを中心に周知を図っています。また、5月中旬には本市で感染者数が急増したことから、新聞各社に協力をいただき、再度対応についてお知らせをしてきたところです。

次に自宅療養者への支援についてです。

議員お話しのとおり、陽性となり自宅療養を行う方への食料品等の支援は道が行っており、希望者には10日分の食品と日用品が一括提供されています。道で委託している事業者が、発注を札幌市で集約した後、希望者に配送しており、1日の発注数が1,000件以内であれば、3日程度で配送されますが、それを超える場合は、配送に時間を要している場合もあると伺っています。本市の状況としては、これまでの間、道からの自宅療養セットが遅くなり、市の生活支援が必要になる可能性のある方について、保健所から連絡を受けた経過はありますが、実際に支援が必要になった方はいませんでした。

今後は、保健所から陽性者への聞き取りの中で、配送までの食料品の買い置きがなく、親族や職場などからの支援が受けられない自宅療養者については、市に連絡をするようお話をしていただき、本人からの申出の下、支援を行うよう準備を進めてまいります。

また、道のホームページでは、日常からの常備食の用意を勧めています。コロナへの感染により、誰もが急に自宅療養や外出自粛の対象になる可能性があるため、市民の皆様には災害対策と同様に、必要な食料品や生活必需品を用意し、もしもに備えていただくよう、市のホームページ等でも周知を図ってまいります。

最後に、自宅療養時の留意点等の周知についてです。

家庭内の二次感染を防ぐために、感染対策を前もって知ることは重要と考えます。国や道においても、個人や家庭でできる対策や、家族が感染したときの注意点、子供が感染した際の対応など、対応方法をまとめたリーフレットが作成されていますので、これらを市民の皆様にご利用いただけるよう、市のホームページ等でお知らせしてまいります。新型コロナ対策については、急な対応や速やかな周知が必要なことから、ホームページや、しべつ暮らしナビなどによるお知らせが中心となりますが、広く皆様に周知が必要な事項については、今後も新聞各社に協力いただくとともに、市広報などへの掲載も行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 私から、新型コロナウイルスへの対応のうち、学校の対

応に関わる御質問にお答えいたします。

まず、有症状の児童・生徒に対する検査キットの配付や検査の実施についてです。

児童・生徒に風邪症状がある場合の対応については、文部科学省が定める、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式において、原則、医療機関を受診させることとされています。また、即時に検査結果が出る、抗原検査キットの使用については、地域の実情により、直ちに医療機関を受診できない場合など、補完的な対応として、検査キットを使用することが考えられると記載されています。市販の検査キットの正確性については、検査者の体調のほか、検査キットを正しく使用できているかなどによって、検査精度が低下する場合がありますと言われており、仮に検査キットを使用した場合であっても、医療機関の受診を求めることに変わりありません。こうしたことから、本市において、必ずしもこのような補完的対応が必要と言える状況にはないことも踏まえ、現時点では検査キット等による対応の考えはなく、引き続き医療機関を受診していただくことを基本とした対応を行ってまいります。

次に、風邪症状による出席停止措置の現状と課題についてです。

本市では、学校の新しい生活様式に基づき、児童・生徒に風邪症状がある場合は、症状が治まるまで自宅で待機することとしています。また、北海道内において、感染レベルが2以上のときは、児童・生徒の同居家族に風邪症状が見られる場合についても同様の取扱いとしています。したがって、発症のタイミングが同居家族の中でずれてしまうと、長期間登校できない状況も生じています。令和3年度における市内小・中学校10校の状況としましては、本人、同居家族の風邪症状により出席停止となった人数は1年間で延べ2,752人となっており、また、この間に陽性者数は67人。感染の可能性があるとリストアップされた人数は約140人。さらに、学級閉鎖や臨時休業等の対応を行ったことを鑑みると、新型コロナウイルス感染拡大による児童・生徒への影響は少なくありません。このような状況の中で、教育委員会に対して、直接的に寄せられている声はないものの、学校に対しては保護者から学習の遅れに対する不安や心配など、様々な声が寄せられています。

こうした状況に備え、本市においては2年度以降、感染拡大防止とともに、児童・生徒の学びの保障に向けた対応を進めており、具体的には従来どおり、プリント等を配布しているほか、GIGAスクール構想に基づき整備したICT端末を活用して、学校と家庭をオンラインでつなぎ、双方向型の授業や健康観察等を実施しています。

保護者からは、通信環境をどのように整備すべきかといった相談も多く、教育のICT化に対する理解やコロナ禍での活用が必要との認識が少しずつ広がっていると感じています。

一方、学校現場からは通信速度が遅い、通信状況が悪く、音や映像が途切れてしまう。通信環境が整備されていない家庭があるといった通信回線に関わる課題のほか、目への影響を考えると、数時間にわたってオンライン授業をするわけにはいかない。低学年の一部では、端末の使用方法についての理解が十分ではなく、高学年のようなオンライン授業をすることは難しい

といった声も届いているところです。こうしたことから、引き続き学校との連携の下に、校内における通信環境の充実を図るほか、各家庭においても通信環境の充実を図っていただくよう働きかけていく必要があると考えています。

次に、給食費負担への配慮についてです。

給食費については、士別市学校給食会の取決めとして、当初、給食予定からの個人単位での停止や追加の変更は、土曜、日曜、祝祭日を除き、変更を希望する日の4日前までに連絡をいただくこととし、停止については、期間が連続して3日間以上である場合は、その分の給食費は徴収していません。給食費の精算後の変更は原則行っていませんが、特例で転出入及び長期病欠等による変更があった場合については対応しています。取決め理由については、給食用牛乳発注システムの変更締切りが3日前と指定されていること。パンや米飯、ちくわといった下ごしらえを要する加工食品等は、急な変更により、加工食品等を作るための原材料費の一部に影響が及び、納品業者への支出対象になるためです。新型コロナはもとより、あらゆる理由での給食停止に応じたとしてもキャンセルができない食材等の費用は支払わなくてはなりませんので、この取決めにより、保護者の同意の下、学校給食会会計が成り立っています。コロナ禍において、当面は学校の新しい生活様式に基づく対応を求めていく必要がある中で、今後も出席停止を行う場面は少なくないと考えています。特に低学年の児童のいる家庭においては、学級閉鎖等があった場合、風邪症状がなくても保護者が仕事を休まざるを得ない状況が生じてしまう場合もありますが、感染拡大防止を徹底するためにも、引き続き学校と連携しながら、保護者の理解と協力を得ていく必要があると考えます。児童・生徒の安全・安心で快適な教育環境の整備を図り、よりよい学びにつなげられるよう感染対策を適切に行いながら取組を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問いたします。

コロナに関わる様々な課題については、今答弁の中で、やはり行政のほうもしっかりと課題認識があるんだと、検討も含めて答弁いただきましたので、本当に心強い限りです。

再質問の部分については、学校の対応について御答弁いただきました。風邪症状がある場合の対応として、検査キットは配付できないけれども、医療機関の受診が原則だということでございました。

そこで、本市において医療機関の受診、実は子供たちの医療費は無償化がなされておりますので、受診はしているんですけども、実態として、なかなか内科の先生が聞いている限りでいけば、ただの風邪だと思っただけけれども、本当に受診はして、結果もいただいているんですけども、なかなか症状を有している限り、出てこないでというのが実態であります。この部分をまずお伝えし、その際、例えば市立病院の発熱外来、こういった部分での検査というのは、こういった子供たちの部分、活用ができるのかどうか、現状の対応と、その部分について

拡充ができないか。答弁いただきましたのでその部分、市立病院の状況についてお聞きをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（井上久嗣君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 特に小児の部分なんですけれども、今のところ、名寄のほうから小児科の先生、毎日来ていただいています。以前は、その小児の部分は、あまり症状がないということで、そんなに検査されていなかったんですけれども、もう第5波、それぐらいのときからは発熱しているということになれば、全て、今ほとんど検査しています。たまには、周りの学校の中で感染者が出ましたと。そして、ちょっと鼻水がありますと、すぐ来られたときや何かは、やはり1日置かないと結果が出ないという、ドクターの判断があって、薬だけ処方して、ちょっと様子を見てくださいと。そして翌日検査ということはありませんけれども、今時点で検査をしないというのはほとんどないです。ただ、別にアデノとかがはやったときは、症状からそっちみたいだなとかとって終わって、何日か後にコロナ陽性という場合もありましたけれども。現時点では、ほぼ100%のお子さんの検査をしております。

○議長（井上久嗣君） まだ西川議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時46分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 2つ目の質問は、市民生活を圧迫する物価高、10月からの水道料金22.6%値上げは再検討をと、水道料金改定の見直しについて質問をします。

水道料金改定に対しては、昨年12月の第4回定例会、今年3月の第1回定例会と質問してきましたので、3回目の質問となります。

市は、本年10月から22.6%の値上げを含む水道関係の条例改正案を本定例会に提案しました。総務産業常任委員会付託事件として、同委員会での審議に付され、昨日まで3回にわたり審議が行われており、委員会においては、値上げの理由について、改めて説明がなされるとともに、質疑では、経営がより安定し、将来世代の負担を増やさないと理由に、総括原価方式による改定を行うのであれば、今後の料金改定はないのか、あるいは、平成30年度の経営戦略においては、料金改定による資金確保に依存することなく、経営基盤の脆弱性を脱却する方法を継続して検討していくことで適宜、事業の見直しとされていることから、この4年間の削減内容と効果額など、新たな資料も提出をいただきながら審議が続けられています。

昨年来の燃油高騰、これに加えてウクライナ侵略や円安影響による食料品をはじめとする

様々な物価高の影響が、市民生活や経済活動に及んでいる中、今回、私の質問では、唯一市が判断できる水道料金の10月値上げは再検討すべきという点で質問をします。

まず、市民生活や経済活動に対する物価高の影響についてです。

昨年来から、ガソリン、灯油など、燃料費の高騰、そして円安影響や、ロシアによるウクライナ侵略によって、長期的な輸入品目への影響は、これからエネルギーと食料の確保が大きな課題となっています。私たちへの影響は、光熱費や食品、生活雑貨全般に及び、報道によれば、今年に入ってから食料品、当初原稿を書き上げている段階は、値上がり品目は6,000品目ということでありましたけれども、今月に入ってから報道によれば、既に1万品目を超える状況だと。今後も、さらに多くの食料品が値上げの予定だという報道であります。

市として、これらの状況、市民生活への影響をどう捉えているのかお伺いします。

当然、全ての品目は難しくても、毎月、士別市がホームページで公表しております小売物価調査。灯油、LPガス、ガソリン、軽油価格調査、こちらを見ましても値上がりは明らかだと思いますが、いかがでしょうか。こういった市が行っている公表、この数字から、生活への影響をどのように考えているか、お伺いをいたします。

一方で、この間、新型コロナに関する経済対策として、これまで給付金などが実施されてきましたが、原油価格高騰に対し、国は元売りに対する補助金によって、小売価格を低減しようとする。あるいは、これまでのコロナ対策に要していた地方創生臨時交付金についても、原油価格物価高騰対応分とその用途が拡充されております。

本定例会においても、主として、既に既決予算もございしますが、これらの財源の活用が検討されていると思いますが、この内容について、お伺いをいたします。

ガソリン代、灯油代、電気料金、ガス料金、様々な食料品や日用品など、その価格高騰による影響に対し、家計や事業活動に対し、市としては支援などの対策は行っても、直接その値段を引き下げることにはできません。一方で、水道料金は、今回値上げを提案しているように、様々な事情、状況を踏まえれば、上げる時期、上げる上げないも併せて、市が、市長が判断できるものだと思います。支援と負担増による水道事業の経営安定。比べれば、今は支援だと思いますが、そういった意味でも、10月の水道料金の値上げ、基本水量、5立方メートルで一月139円。年間1,668円のプラス。平均使用水量13立米で一月613円。年間7,356円のプラス。全道35市比較の20立米では、一月1,027円、年間1万2,324円のプラス。この値上げによって、全道35市比較では、現在16番目の料金が、この値上げによって5番目となる大幅な値上げです。

水道料金以外の家計への様々な影響を把握するためにも、実施時期については再検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。市の考えを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに市が把握している物価変動についてです。

士別消費者協会に委託をしている生鮮食品や生活用品、灯油などの55項目の小売物価調査に

おける価格変動について、直近の本年5月と昨年の5月の単純比較では、本年5月の55項目の平均額は805円で、昨年5月の平均額は747円であり、全般的に価格が上昇している傾向となっています。変動要因については、灯油など原油価格高騰のほか、野菜や果物などは、昨年の豊作不作の影響などにより、多少の増減があったものと推察をしています。

次に、原油価格、物価高騰に対する地方創生臨時交付金の活用についてです。

物価高騰による影響を緩和し、コロナ禍からの社会経済活動の回復を確かなものとするため、国は4月26日に、原油価格高騰対策、エネルギー、原材料、食料等安定供給対策、新たな価格体系への適用の円滑化に向けた中小企業対策、コロナ禍において、物価高騰等に直面する、生活困窮者等への支援の4つを柱とするコロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策を策定いたしました。

このうち、生活困窮者等への支援では、地方公共団体がコロナ禍において、原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じてきめ細やかに実施できるよう、これまでの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充した、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分が創設されました。予算規模は1兆円で、このうちの8,000億円を先行交付することとしており、本市においては、1億1,989万円を臨時交付金の上限額とする旨の通知がされたところです。この通知を基に、各課から出された活用事業案を精査した結果、本定例会の最終日に、総額6,683万3,000円の2事業について提案を行う予定です。

また今後においても、物価の高騰が続く可能性が高いことを踏まえ、今回の交付金の残額と、今後予定されている追加交付分を活用した、第2弾となる活用事業について、引き続き検討を進めるとともに、しかるべき時期に議会にお諮りできるよう準備を進めてまいります。

水道料金の改定については、関係する条例案を本定例会初日に上程し、総務産業常任委員会に付託の上、審査をいただいているところです。改定時期の変更は、将来世代に負担を先送りすることになりかねませんが、委員会において、物価高騰に直面する時期に、さらなる市民負担を強いられないといった御意見もあることから、議論の内容を注視するとともに、将来的な経営基盤の安定に向け、継続した国に対する支援の要望と併せ、一般会計からの繰入基準の在り方について、協議を行っていきたいと考えています。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） ちょっと家計への影響について、数字は報告いただいたのですけれども、それを受けて、市民生活がどうであろうかということについては、あまりコメントをいただけなかったのですが、今後もかなり厳しい状況になるだろうということで、委員会の中でもそういった視点での意見が出ております。

そこで確認なんですけど、今、市長が申し上げられました、一般会計からの繰入基準見直し等々という部分で言及されましたけれども、これは今回の値上げ前提、あるいは近々に行う、

いわゆる実施時期については、どのようなことで考えていらっしゃるのか、確認でお願いいたします。

○議長（井上久嗣君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 再質問にお答えいたします。

一般会計からの繰入基準、いわゆるルールの見直しにつきましては、今回の提案の部分の中での、検討の中で、この先検討を進めていきたい、協議を具体的にしていきたいと考えておりますし、もう一つ長期的な視点からいいますと、令和6年から下水道事業も企業会計化ということで今進んでおりますので、その辺との調整も含めながら、一般会計からの繰入れというのがどういう形でできるのか、そのレベルがどうあればいいのか、この辺を調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 3点目のテーマ、国際理解、国際化の促進について質問します。

本年4月、本市の姉妹都市であります、ゴールバーン・マルワリー市との民間交流を担ってきた士別国際交流協会が会員減少やこれまで行ってきた役割を終えたとし、解散されました。

本市が進めようとする国際理解、国際化の促進に当たっては、長年にわたり、姉妹都市交流の中心的役割を果たしてきた団体の解散であり、私自身も市の国際交流担当だったことをきっかけに、これまで十数年間会員でありましたので、解散に至ったことについては残念ですが、市としてもこの間、団体運営に当たり、様々な援助も行ってきました。

まずは、今回の士別国際交流協会の解散に対して、どのように考えているか、お聞かせください。

その上で、姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市との交流事業においても、同協会に協力いただいていた面も多かったと思いますが、近年、この交流事業のうち、高校生の短期留学事業が中断している、このことも解散の一因ということですが、高校生短期留学事業の今後について、その実施見通しや再開時の実施体制はどのようにするのか、考えをお知らせください。

新型コロナ感染の拡大前には、市民交流に加えて、職員の交流、本市からの派遣についても検討されていたということですが、姉妹都市交流の現状や、今後についての考えをお聞かせください。

次に、姉妹都市交流以外の国際交流について伺います。

姉妹都市交流以外の国際交流においても、国内で開催される国際スポーツ大会の事前合宿地として、また、東京2020でもホストタウンの取組など、スポーツを通して、本市を訪れる場合などが、私自身も思いつくところではありますが、本市における地域間交流の現状について、総括的にお知らせください。

国際理解、国際化の促進が目指すところ、市としては、どこを目指していくのか。教育の場

面では、小学校において、外国語が教科になり、また経済活動における外国人技能実習生の受入れでは、農業や建設業では、取組が根づくとともに、介護人材の受入れも支援事業を用意するなど、今後の受入れも想定をされています。さらにこの春には、外国人技能実習生の受入監理団体による、受入時の研修を受託する企業が本市で開業するなど、これまでの市民交流やスポーツ以外においても、外国の方々と市民が触れ合う場面が多くなってくると思います。そういった点では、市民の国際理解を深める必要は高まっているのではないかと思います。

地域における取組の情報周知や新たな交流機会の創出などについて、市長の見解をお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、国際交流協会の解散についてです。

平成3年に市民主導で設立された士別国際交流協会は、令和4年4月に解散総会が開催され、32年の歴史に幕を閉じました。この間、協会においては行政と緊密に連携し、姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市との交流や、国際理解を深めるための事業を実施されるなど、本市の国際化を牽引していただきました。市としては、会員の減少などもあり、協会が運営に苦慮していたことを考えると、解散はやむを得ないものと受け止めているところですが、ゴールバーンからの留学生受入れについては、事業承継団体である士別観光協会との連携の下、受入環境の整備に努めていく考えです。

次に、高校生短期留学研修事業と姉妹都市交流についてです。

留学生の研修事業については、平成26年度以降、隔年での相互派遣を実施しており、令和元年7月にゴールバーンから11名を受け入れて以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中断が続いているものの、昨年度においては、異文化に対する学習を深めるため、士別翔雲高校とゴールバーンのトリニティカレッジの生徒によるオンライン交流が行われました。

また、今年に入り、本市からゴールバーンへの留学生の派遣再開に向けて、担当者間で協議を続けてきましたが、4月にゴールバーンでコロナ感染者が一時的に増加し、学校訪問やホストファミリーの選定が難しい状況が続いたことなどから、本年度についてもやむなく中止を決定したところです。

一方で、日本とオーストラリア間における、渡航時の規制は現時点で緩和されていることから、今後においても両市で情報交換を重ねつつ、体制が整った段階で、派遣再開に向けた調整を進めてまいります。また、これまで国際交流協会が主催してきた留学生の派遣事業については、市の担当課において、募集や旅券手配のサポートなどを継続する考えです。

なお、職員研修については新型コロナの影響により、令和2年3月から協議が中断しているということに加えて、本市においては財政健全化期間中であることから、当面の間は難しいものと考えます。

次に、姉妹都市以外との交流についてです。

本市では、東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン登録を契機として、台北駐日経済文化代表処の協力の下、士別地域日台親善協会や1市3町着地型観光推進協議会と連携しながら、スポーツや文化、教育、交流などを推進してまいりました。

また、令和3年度には、オリンピックの直前合宿として、ドイツのマラソン、競歩ナショナルチームを受け入れ、市内の児童・生徒とオンライン交流を実施したところです。

このほか、平成29年度から令和元年度までの3年間、ベトナムやタイ、台湾などから、サッカー少年団を招き、実行委員会による国際サッカー大会の開催をはじめ、小学校での合同授業や農業体験など、異文化交流の推進に努めてまいりました。

市では、市内の児童・生徒にとっても、海外における生活習慣やマナーなどの国際理解が深まる意義ある事業と捉えており、こうした交流についても相手方の意向や再開に向けた課題を確認する中で協議を進めてまいります。

次に、市民の国際理解の促進についてです。

西川議員お話しのとおり、本年4月から技能実習生を対象とした入国後の法定研修を受ける教育施設である大雪山研修センターが市内に開業し、近隣の自治会においては、既に実習生との交流が行われています。国際化の促進に向けては、市民と外国人が友好的な関係を築きながら、異なる価値や文化をお互いに理解し合い、それぞれの人権を尊重し合える環境づくりが重要です。

国際交流協会は長年の活動に幕を閉じましたが、市では多文化共生の素地づくりのため、市内の関係団体と情報交換を図るとともに、他市の事例も参考にする中で、広報や市ホームページなどで啓発に努めてまいります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 2番 石川陽介議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） 改めまして、私、石川陽介と申します。31歳新人らしく、若い世代の視点、考え方をもちつつ、私たち士別市民一人一人が自分らしく輝き、暮らし続けられるまちを目指し、質問及び提言を進めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和4年士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をいたします。

地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

士別市まちづくり総合計画第3章第4節7番3項に記載されておりますとおり、現在、士別市として、地域おこし協力隊制度を活用した人材の育成や地域資源の価値を高めるための活用促進を行っているところかと存じます。

そもそものなりますが、地域おこし協力隊につきましても概要を、総務省ホームページから抜粋しますと、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に、住民票を移動し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組と記載さ

れております。

つまり、協力隊制度は活動中の地域の振興と、最終的には定住を目的としています。全国的な定住状況につきましては、総務省地域力創造グループ地域自立応援課より発表されている報道資料、令和3年度における地域おこし協力隊の活動状況等の中にあります、令和3年度地域おこし協力隊の隊員数等についてによりますと、任期終了後の隊員の動向で、活動地と同一市町村内に定住されている隊員が、全国で4,292名。比率にしまして53.1%となっております。今や、移住定住における最たる可能性のある事業が地域おこし協力隊制度といっても過言ではありません。現在、士別市における地域おこし協力隊としましては、羊、農業、観光、スポーツ合宿、朝日町を拠点とした地域振興という分野がございます。6月3日に行われた市長からの行政報告の中で、地域おこし協力隊の活動人数は、現在14名いらっしゃるとのことでした。

一方で、これまでに何名が退任され、うち何名が定住されている状況かをお知らせください。さて、ここからが本題ですが、地域おこし協力隊の定住のためには、大前提として暮らしていける収入がある必要がございます。

収入をつくるには、大きく分けますと、就職か起業の2パターンがあります。いずれの場合も、隊員の希望に合わせ、定住に向け、フォローをしていかなければならないと考えます。その中で活動についてお尋ねいたします。

地域おこし協力隊の活動としましては、将来的な定住を前提に、研修先や同分野での就職及び起業を目指すために、技術や知識の習得をはじめとする、基本的活動及び生活基盤形成活動があり、また、地域の課題やニーズの解決、地域行事やイベントに関する地域おこし活動がございます。現在、様々な分野、研修先がある中で、市と研修先の関係は肩を並べ、地域の振興のためにタッグを組んでいるというところが多くあるかと存じますが、双方の関係について、前提としましては、あくまで市が協力隊員を採用し、その先に協力隊員を受け入れる研修先があると理解しております。

その上で、例えば研修先での労働環境をはじめとする、様々な状況の悪化が起こった場合、市としてはどのような立ち位置で、どのような対応を取ることができるのでしょうか。

また、協力隊員の士別市への定住を最終的な目的とした場合、研修先へ就職予定の隊員が研修していく中で、職場環境が自分には合わないなど理由があった際に、同分野における研修先の変更や、起業への方向転換を行うことは可能でしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、地域に溶け込むためのサポート・フォローについてお尋ねいたします。

さきと同様、3日に行われた市長からの行政報告の中で、隊員同士のつながりを強化するための交流事業等の開催に取り組むというお話をお聞きいたしました。

事Uターン以外の協力隊員の着任から、活動、定住の一連の流れに係りましては、隊員同士のつながりは非常に重要だと考えております。ぜひ、協力隊同士のよい関係の醸成に係るきっかけづくりをいただけますことを願っております。

同様に重要なことといたしましては、隊員が地域の方々と知り合い、滑らかにつながり、孤

独にならない暮らしをしていくことが非常に重要だと、実体験もさることながら、市内の協力隊はもちろん、様々な地域の協力隊関係者などからも伺っております。実例として、多寄ではまず、JA青年部等の団体に入ることによって地域の方と顔をつなぎ、地域のミニバレー等のスポーツに参加するなどの関わりをつくり出し、地域に混ざり込んでいけるとお聞きしております。

各分野、地域におかれましても、既存関係団体への紹介をはじめ、地域の方とコミュニケーションを取ることのできる接点づくりを行ってはいかがでしょうか。

次に、定住のための就職及び起業のフォロー、サポートにつきましてお尋ねいたします。

これまで定住されなかった方については、様々な理由があるかと存じます。

将来定住し、自分らしく、士別で暮らしていきたい。また、士別市の活性化を志している。現在活動している協力隊、今後、士別で活動する協力隊が、士別と共に歩んでいきたいと、さらに感じてくださり、定住していただく可能性を上げるためにも、採用及び着任時と退任時の就職における条件など、隊員及び研修先相互にとってギャップが生じている場合、どのようにこのギャップを解消していけば、定着率が上がるとお考えでしょうか。

最後に、採用につきましてお尋ねいたします。

重ねてになりますが、現在、士別市まちづくり総合計画第2章、魅力と活気あふれるまちづくりにも大きく触れられております。羊、農業、観光、合宿、地域振興の分野に隊員の募集がございます。今や日本国内では、フリーランスをはじめとする、多様な働き方をはじめ、暮らし方が増えてきております。ランサーズ、フリーランス実態調査によりますと、2018年に1,151万人だったフリーランス人口が、2021年においては1,670万人。3年間で約500万人増加しております。

なお、先ほど御紹介いたしました、総務省地域力創造グループ地域自立応援課より発表されている報道資料、令和3年度における地域おこし協力隊の活動状況等の中の令和3年度地域おこし協力隊の隊員数等によりますと、同一市町村に定住した隊員の進路として、起業が1,779人、比率にして41.4%となっております。士別市におきましても、依然として軸となる5分野は持ちつつも、移住定住の裾野を広げるため、また働き方、暮らし方の多様性を広げるために、空き店舗活用で独立する方や、地域課題解決をできる手に職を持っている方や、思いを持っている方向けの起業部門を用意するのはいかがでしょうか。

以上となりますが、123年前、大木やクマザサが生い茂るこの地、士別を開墾した先人たちのように、人生をかけ士別に移り住んできた協力隊員が、士別に暮らす皆様と共に、仕事に精を出し、時に息を抜き、自分らしく暮らしていけるよう、市のみならず市民の皆様にも、必要なサポートを続けていただけることを切に願い、質問を終了いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 石川議員の御質問にお答えします。

本市では、人口減少と高齢化が進む中、様々な地域資源を生かして地域づくり活動に意欲のある都市住民を受け入れ、定住定着を目指すとともに、地域力の維持向上を図るため、平成23

年度から協力隊員を任用しています。

また、本市の協力隊の任務は、議員お話しのとおり、観光や農業の振興等を基本的な活動に位置づけているほか、地域課題の解決や、定住に向けた生活基盤をつくるための活動等となっています。現在は、農業及び羊飼養、観光、地域振興の4分野で協力隊を任用しており、市内の農業者や羊飼養事業者、観光関連機関等において活動を行っています。

また、これまで隊員を退任された方は13名となり、うち6名が本市に定住されています。

そこで研修先の労働環境が悪化した場合の市の対応と、研修先の変更等のお尋ねについてです。

まず前提として、募集時に協力隊活動の具体的な内容について十分な説明を行うとともに、面接の際に、応募者の希望する仕事と協力隊の活動がしっかり適合しているか確認することが何よりも重要だと考えています。また、協力隊が円滑に活動するためには、市として、隊員及び受入先から、定期的に面談で聞き取り等を行うことで、労働環境や隊員の気持ちに変化が生じていないか確認し、必要に応じて指導助言を行うとともに、研修先の変更や起業へのフォローアップ等も持ち合わせながら、さらに相談体制を充実させることが必要だと考えています。

隊員の皆さんは、いずれも本市への定住を目指して、協力隊に応募していただいています。最長で3年にわたる研修期間の中で、自身を取り巻く環境の変化等により、目標が変わることは多分にあることと思います。本市としては、本人の意思を尊重しつつ、本市が求める協力隊任務の遂行も考慮しながら、協力隊の活動はもちろんのこと、定住に対する不安や課題の解決に努められるよう支援体制の強化を図ってまいります。

次に、地域に溶け込むためのサポートやフォローについてです。

隊員の中には、初めて本市を訪れる方もおり、市内に知人友人がいないケースもありますが、隊員として活動し、将来的な定住定着を目指すには、隊員を孤立させない取組が重要です。既に受入先を通じて、各地域や近隣の農家、同業他社との交流に取り組んでいただいているところですが、さらなる交流拡大のため、隊員同士や先輩移住者はもとより、各種イベント等も活用して、広く市民との交流を図れるよう取組を進めてまいります。

次に、隊員及び受入先のギャップの解消についてです。

まず採用段階において、隊員及び受入側の双方に認識の違いがないことが重要です。その上で、1年ごとの活動目標について、双方が協議の上で定めるとともに、認識のずれがないよう進めることが必要だと考えます。

また、さきに申し上げましたとおり、市としても双方から聞き取りを行うことで、ギャップの解消に努めるほか、隊員の不安が解消されるよう努めてまいります。

次に、分野にとらわれない起業向けの協力隊の採用についてです。

本市では、基本的な活動を限定して、地域おこし協力隊制度を活用していますが、他市町村では、分野に限定せず起業を目的として募集任用する事例もあります。

今後、本市における分野を限定しない協力隊について、他地域における募集状況や任用後の

協力隊の活動の在り方、さらには定住実績等を調査・研究する中で検討をしていきたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時12分散会）